

令和4年度第2回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：令和5年2月16日（木）
10：00～11：45
場所：オンライン（Zoom）

○出席委員名

大藪 千穂 (岐阜大学教育学部教授)
大橋 洋一郎 (中日新聞岐阜支社報道部長)
大成 朋広 (岐阜新聞社生活文化部長兼NIE担当)
宮田 慶美 (岐阜県立東濃実業高等学校校長)
三輪 聖子 (岐阜女子大学家政学部教授)
村瀬 眞実 (郡上市立大中小学校校長)
梶田 泰久 (全国農業協同組合連合会岐阜県本部副本部長)
加藤 量子 (岐阜商工会議所中小企業振興部企画振興課長)
國枝 義広 (岐阜県金融広報委員会幹事)
堀 有希 (岐阜県商工会女性部連合会副会長)
河野 美佐子 (岐阜市生活学校代表)
佐藤 圭三 (全岐阜県生活協同組合連合会専務理事)
田中 とも子 (岐阜県地域女性団体協議会理事)
花井 泰子 (消費者ネットワーク岐阜副代表)
別宮 理恵 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会事務局長)
穂波 正子 (公募委員)

計 16 名

○議題

- (1) 令和4年度（上半期）消費生活相談状況報告
- (2) 岐阜県消費者施策実施状況報告（令和4年度実施状況及び令和5年度の重点施策）

○会議録（概要）

事務局	(開会あいさつ)
会長	議事録署名人を指名
事務局	議題（1）令和4年度（上半期）消費生活相談状況報告 (資料に基づき説明)
委員	(資料1p.2(1)概況 ①相談件数〔図1〕)相談件数について、県の窓口件数が増加し、市町村の窓口件数が減少している。市町村の相談員等の人員が少なく対応ができない場合や、難しい相談は県の県民生活相談センターに相談を依頼している

	<p>といったことを聞いたことがある。要因はそのためか。その他の要因があるのか。</p>
事務局	<p>この相談件数は、パイオネットの集計データであり、上半期の件数は、市町村によって入力が遅れている場合があるので、そのタイムラグが要因の一つと考えられる。4年度の相談件数が集計できた段階で、3年度の件数と比較して分析したいと思う。</p>
会長	<p>(資料1p.2(1)②契約当事者の年代別状況〔表1〕)年代別区分が「20歳未満」となっているが、成年年齢引下げにより「18歳未満」に変えてもらった方がよいのではないか。</p>
事務局	<p>この表は、パイオネットの年代別区分が「20歳未満」となっているため。「18歳未満」の件数も集計はできる。</p>
委員	<p>国民生活センターが発表した18歳、19歳の相談件数は、前年度と大差がないとのことであった。県でも同様の結果であるが、これは、県の啓発が行き届いているためか。何か考えられることはあるか。</p>
事務局	<p>県では、教育委員会の協力を得て、学校への働きかけを積極的に行っている。特に弁護士の出前講座を通して高等学校の先生方の生徒を守る意識が高まってきたのも、その結果につながったのではないかと考える。</p>
委員	<p>私自身、教科は家庭科であり、家庭科の職員研修において、消費者教育を積極的に取り扱うようになった。また、今年度から学習指導要領が変わり消費者教育が丁寧に扱われるようになった。これらが、その結果につながったのではないかと考える。今後も継続的に、生徒に消費者被害防止などについて呼びかけていきたいと考えている。</p>
委員	<p>私の大学では、消費者被害に関する啓発を積極的に行っている。今のところ被害者が出たとの話は聞いていないので、このまま啓発を継続していきたいと考えている。</p>
会長	<p>私の大学では、消費者被害が出ている。被害にあっても、言うべきかどうか判断に迷っている潜在的な被害者がいるかもしれない。被害は、エステなどの理美容が増加している。考えられる原因は何か。</p>
委員	<p>感覚的ではあるが、クーポンサイト、広告サイト、SNSなどで、安く手軽にエステなどを受けることができるようになり、理美容に対するハードルが低くなったことが原因ではないかと思う。</p>
会長	<p>初回限定千円とか五百円、中には0円で、後は、ものすごくお金がかかるエステもある。これから夏に向かって被害が増える可能性があるので、この辺りの啓発も是非お願いしたい。</p> <p>高齢者の訪問購入による相談件数の割合が全体の65.1%と突出して高い。生活学校ではお年を召した方が比較的多いが、訪問購入について何か聞いているか。</p>

委員	訪問購入の電話がかかってくるということはよく聞くが、自宅の電話は留守番電話にして、電話に出ないようにしているといった対策をしており、訪問購入の被害にあったという話は聞かなくなった。
事務局	議題（２）岐阜県消費者施策実施状況報告（令和４年度実施状況及び令和５年度の重点施策） （資料に基づき説明）
会長	カルト系の施策がいくつか出てきたので、新聞社の方のご意見などを伺いたい。
委員	靈感商法は、旧統一教会に限らず根強く存在していることが分かった。若者向けの具体例を示した啓発が大事だと思う。次から次へと新しい手口が出てくるが、その都度、情報共有できる啓発が必要だと思う。５年度事業のインターネットトラブル疑似体験型教材も期待できる事業だと思う。
委員	最近の靈感商法の傾向について教えていただきたい。
事務局	資料２の６ページ「◆靈感商法（開運商法）に関する消費生活相談状況（県内窓口受付分）」表のとおり相談件数は、年々減少傾向にあったが、「R4.4～12」の１９件は、安倍元首相の事件が発生してからの件数。それまで０件だったものが、事件をきっかけにして急増した。これは、社会的に相談してもよい事案であるとの認識が高まり、相談を躊躇していた方々が相談したためであると思われる。 「〈参考〉「旧統一教会」問題に関する県の対応」昨年１０月から、旧統一教会についての相談窓口を設置している。相談件数は、現在も同数であるが、１月末時点で４３件であった。相談の傾向は、５年前、２０年前といったものがほとんどで、金銭トラブルや昔買った物の返品についての相談が主な内容である。
委員	表の件数を見ると、平成２４年に１００件だったものが年々減少しているが、潜在的には、まだ存在していることがわかった。そういった状況から「旧統一教会」問題に関する県の対応は重要な施策だと思う。
会長	小・中学校向けの施策について、何か意見などないか。
委員	私自身、教科は家庭科であり、小学校家庭科研究会の会長をやっている。県の作った教材に小学校高学年向きのものもあり、まさに家庭科の授業の中で使える、よい教材だと思う。小・中学校では、家庭科の専門の教師がいない学校もあり、何か作ってあげればいいでしょ、といった授業になってしまっている。新しい学習指導要領では、消費者教育が補強された。家庭科の授業で、消費者被害の未然防止に努めていきたいと考えている。
会長	事務局の報告の中で、県で作成したデジタル教材の一部が紹介された。私は、事前に全部見たが、内容もよくできており、短時間にまとめてあり、扱いやすい教材だと思う。もし、今後、内容を修正される機会があれば、小学校の教材で「一世帯当たりの所得」といった表現は難しいのではないかと思った。また、「給料をいただいている」は「給料をもらっている」といった表現の方がいいのではないかと思っ

	<p>た。それと、家庭科の先生が若い女の先生であったり、社会科の先生が男の先生であったり、家のローンの契約書に印鑑を押すのがお父さんであったりとジェンダーバイアスを連想させるところもあって、この辺も変えていった方がいいのかなと思った。また、国語の先生がエシカル消費について触れているが、エシカルの言葉の意味について説明した方がよいのではないか。今後、修正する機会があればお願いしたい。</p>
委員	<p>ジェンダーについては気になっていた。ジェンダーへの意識は、しすぎるくらい意識した方がいいと思う。動画は、短時間のものがよい。短時間の動画をたくさん作って欲しい。</p>
委員	<p>消費者庁が作ったラップ調のデジタル動画が、アップテンポで短時間なので、若者に受け入れられやすいのではないか。</p>
会長	<p>企業連携による高齢消費者被害防止や障がい者雇用企業向け啓発資材などについて、意見などないか。</p>
委員	<p>障がい者雇用企業向け啓発資材については興味がある。会社だけでなく労働組合にも相談される方がいるので、こういったものができれば会議で展開していきたい。3月11日開催の「靈感商法・悪質商法による消費者被害防止セミナー」のチラシも会議で展開する予定。マルチ商法についての事例として、働き始めたばかりの若い人が、ターゲットになっている事例が多い。自分で自由になるお金を持つようになると、自分だけの判断で行動してしまい、マルチ商法に引っかかってしまう。こういった年代にも気を配ることが大切だと思う。</p>
委員	<p>生協では、県内42市町村と見守りの協定を締結している。宅配事業では、幅広い年代層が対象となるが、配達時に見守り活動を行っている。また、高齢者や障がい者の利用が多い夕食弁当宅配事業でも見守り活動を行っている。何か不審なことに気づけば、行政に通報するなどの連携をとっており、今後とも継続して活動していきたい。</p>
委員	<p>先月から県教育委員会の協力を得て金融リテラシー教育に取り組んでいる。成年年齢引下げにより、昨年6月から20歳未満のローンの受付を開始した。現在の実績は、申し込み20件に対し、取り扱いは10件と約半数で、静かな船出といったところ。</p>
委員	<p>資料2の9ページの高齢消費者被害防止取組連携事業に⑤移動販売事業者【新規】⑥市町村（高齢者世帯訪問事業）【新規】の記載があるが、このような事業であれば、農協組織は組合員の多くが高齢者であり、広報機能もあり、高齢者を取りまとめるノウハウも持っているので、農協組織を活用いただきたい。</p>
委員	<p>私たちの組織は、年齢層が幅広い。お年寄りの方からは、お財布ケータイで被害にあったとか、若い方からは、ゲームのトラブルによる被害にあったといった話はよく聞く。特に、小・中学生のゲームによるトラブルは数多くの報告を受けている。ある中学校では、学校からタブレットを生徒一人ひとりに貸与されており、自宅へ</p>

	<p>の持ち帰りができるため、ネットトラブルが増えているといった報告も受けている。小・中学生向けのすばらしい教材がつけられているので、活用していきたいと思う。</p>
委員	<p>私自身、福祉の仕事をしており、資料2 8ページ「②障がい者見守り人材向け情報提供、出前講座の実施」にあるとおり、障がい者見守り人材に対して、最新の消費者トラブルなどの情報を発信していただくことは大変重要なことだと思う。私自身も、地域で出前講座を実施している。高山や飛騨でも消費者トラブルに巻き込まれる方が出てきているので、今後とも出前講座による啓発を実施していきたいと考えている。</p>
委員	<p>成年年齢引下げで、大学や専門学校を親にも相談することなく、自分で勝手に、気軽に退学する事例が増えているとの情報を得たので情報提供する。</p> <p>「高齢者向け消費者トラブル防止寸劇動画の作成【新規】」で、高齢者向けに消費者トラブル事例と対処方法をわかりやすく伝えるため、消費者啓発推進員が演じる寸劇の動画教材を作成し、県消費生活ポータルサイト、YouTube に掲載することであるが、DVD は作成するのか。DVD があればネット環境のない高齢者や啓発活動でネット環境のない所でも見せることができる。</p>
事務局	<p>高齢者の方もスマートフォンをお持ちの方は増えており、ネットを見ることができるようになってきた。また、消費者トラブルの防止について、寸劇で楽しく学びたいといった要望が多く、寸劇グループの方々が遠方に出向くとか要望に応じた回数をこなすことは困難であるため、動画を作成し、いつでもどこでも見ることができるようネット配信をすることとした。ネット環境のない会場での出前講座などは、デバイスの対応を今後検討していく。</p>
委員	<p>農福連携の事業の中で、障がい者の方々何名かに農業をやってもらっている。障がい者の方々の農業を指導しているリーダーを対象とした消費者教育を学べる場はあるか。</p>
事務局	<p>消費生活出前講座は、受講者や受講したい消費者教育の内容に応じたオーダーメイドの講座を実施することができるので活用願いたい。</p>
会長	<p>事業代表者の委員の皆さんには、県が障がい者を雇用している企業などの障がい者を見守る人材向けの消費生活講座をオーダーメイドで実施していることを、機会がありましたら PR していただきたい。</p> <p>その他、事務局から何かありますか。</p> <p>無いようですので、本日の議事は全て終了いたしました。最後に何かご意見等ございますか。</p>
委員	<p>(無し)</p>
会長	<p>無いようですので、これで本日の議事を終了させていただきます。事務局に進行をお返しします。</p>

事務局	会長、ありがとうございました。委員の皆様にも多数のご意見をいただきありがとうございました。 これにて、本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。
-----	--